尚支部長不在ノ時ハ部員ハ一定ノ時刻ニ部長ト集金ヲ合セ
入納スルコト、

一、集金ハ完了シテ自動車使用スル場合ハ各支部長ヨリ傳票ヲ貰受ケルコト、

一、集金地ノ部分ハ上各営業所ニ依リ左ノマーク
虎ノ門 [下] 数寄屋 [入] 神楽坂 [万] 浅草 [ア]
必ズ紙ヲ十六折トシテ中央左上（改）欄ニ記号ヲ記入スルコト、
各傳ハ各支部長ニテ即時完了スルコト、

一、入納ハ完了シテ直ニ現二係ヲ依ス

右出張ス

一九二七、一〇、二二

多湖實 本部

十一月自動車従業員心得書

（提出期日 十月二十五日午後五時マデ）

一、納入金ハ一律ニ七拾円ニ値下スルコト（現在 ビユイツクスター 十馬力 百三十五円 百十円）

一、納入金滞リタル者ハ八月ニ遡リ即時返戻スルコト、

一、車輛ノ絶対ニ増車セザルコト、

一、故障休車ノ場合納入金ハ日割計算シ従来ノ如ク各従業員ノ
ノミニ勝手ニ負ヲ廃スルコト、

一、五日以上休車ノ場合ハ納入金ハ日割トシテ之ヲ減ズルコト、

一、旧車輛ノ負債ヲ全免スルコト、

一、車輛更新問題ヲ速ニ決定スルコト、

一、万世橋車庫ヲ速カニ修繕スルコト、

一、助手ノ日給最初一日五十銭トシテ病気缺勤ハ（医師診断
書ヲ要スルコト、